

第1回戦略的基盤技術高度化支援事業研究開発制度中間評価検討会

議 事 要 旨

1. 日 時 平成27年2月3日(火) 15:00~16:20

2. 場 所 経済産業省別館1階105会議室

3. 出席者

上野 保	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役会長
清水 聖幸	独立行政法人産業総合技術研究所産学官連携推進部長
鈴木 雅洋	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 理事・事業化支援本部長
二戸 光弘	独立行政法人中小企業基盤整備機構経営支援部審議役
※柳本 潤	国立大学法人東京大学生産技術研究科教授
山田 伸顯	公益財団法人大田区産業振興協会副理事長

※は座長

(事務局)

中小企業庁技術・経営革新課

課長 平井 淳生

課長補佐 潮 高史

行政事務研修員 津田 直也

(評価推進課)

産業技術環境局技術評価室

技術評価専門職員 小木 恵介

(調査実施機関)

JFEテクノリサーチ(株) 森本 匡

飯塚 安伸

4. 配布資料

- 資料 1 委員名簿
- 資料 2 研究開発評価に係る委員会等の公開について
- 資料 3 経済産業省における研究開発評価について
- 資料 4 評価方法（案）
- 資料 5 戦略的基盤技術高度化支援事業の概要について
- 資料 6 戦略的基盤技術高度化支援事業評価用資料（案）
- 資料 7 戦略的基盤技術高度化支援事業評価報告書の構成（案）
- 資料 8 戦略的基盤技術高度化支援事業評価コメント票
- 資料 9 質問票
- 参考資料 1 経済産業省技術評価指針
- 参考資料 2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準
- 参考資料 3 戦略的基盤技術高度化支援事業制度（中間）報告書

5. 議事概要

（1）評価検討会の公開について

事務局から、資料 2 により、評価検討会の公開について説明がなされた後、本評価検討会について、会議、配付資料、議事録及び議事要旨を公開とすることが了承された。

（2）評価の方法等について

事務局から、資料 3、4、7、8 により、評価の方法等について説明がなされ、了承された。

（3）研究開発制度の概要について

事務局から、資料 5、6 により、戦略的基盤技術高度化支援事業制度の概要について説明がなされた。

主な質疑等は以下のとおり。

- ・制度について、大半の自治体（都道府県、政令市）は認知しているものの、わずかながら制度を知らない団体（2 団体）あったので、この点にも考慮すべき。
- ・制度の目標について平成 20 年度までと平成 21 年度以降では目標が変わっていると質問があり、平成 20 年度までは認定計画数を増やすことを目標としていたが、平成 21 年度からは成果の効果を求めるために研究開発計画の達成率を目標とする旨回答。
- ・事業化達成の目標を 5 年後に半数としている点について質問があり、達成度が高すぎれば民間資金の投入すべきであり、低すぎれば国費の費用

対効果として疑問であるため、国が支援すべきリスクテイクと意味で、事業化達成の目標を50%としている旨回答。

- ・ 政策目標の考え方について質問があり、予算のレビューシートで掲げている旨回答。
- ・ 中小企業の研究開発投資が低迷している中で、1事業で当該予算規模での支援を行うことは非常に効果的である。
- ・ めっき、塗装、溶接、熱処理は特殊工程であり、成長分野である航空部品の作成にはかかせない技術であり重要。法認定、予算採択件数は少ないが今後も必要となる技術である。昨年度の技術分野の見直しにより表面処理等に再編されており、引き続き支援していくべき分野である。
- ・ アンケートの中で、認定計画を達成できなかった課題として、目標設定が高すぎたという意見があるが、高い目標だからこそリスクマネーが必要である。
- ・ サポインは連携を必須としており、地域での連携を生む制度である。各地域で大学、公設試との連携が生まれ、地域の中小企業の育成に繋がっている。
- ・ 地域の雇用のフォローアップについて質問があり、アンケートの中でも研究開発部門、製造部門を中心に40%が従業員数を増やしており、大半が雇用を維持しているという点においても評価できる。
- ・ 単に研究開発における予算支援という点だけではなく、平成18年に中小ものづくり高度化法が恒久法として成立した経緯である製造業全体の基盤を支える制度として評価している。
- ・ 補助事業を円滑に進めるためには金融面での支援も必要。中小ものづくり高度化法のスキームには政府系金融機関による低利融資制度もある点において評価できる。
- ・ 高度化法のスキームは、川下企業等にもアピールすべきである。大企業が中小企業支援ということで関係ないと認識してしまう。サポイン制度は中小企業が保有する基盤技術を高度化することで製造業全体に裨益するものである。

(4) 今後の予定について

評価コメント票の提出期限を平成27年2月13日とすることを確認した。また、報告書案については、2月下旬にて書面での確認とすることとした。

以上